

増額となった住民税相当額還付のしくみ



税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの19年度分の住民税額から、増額となった住民税相当額を還付します。

住民税の還付を受けるためには、申告が必要です。

ただし、19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて20

年1月1日現在、国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

▽対象者 次の①②のどちらにも該当する方

①19年度において、市・県民税の課税所得金額（申告分離課税を除く）が、所得税との人的控除額の差の合計額と比べ、多い

②20年度において、市・県民税の課税所得金額（申告分

②平成19年に所得が減って、所得税が課税されなくなった方

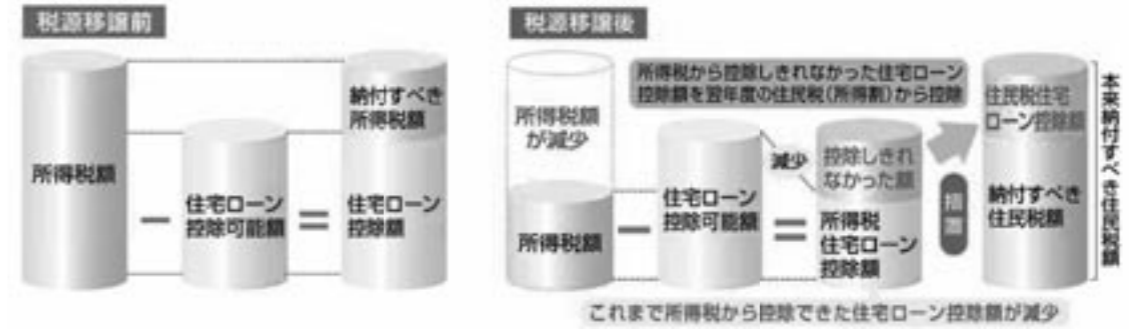
年1月1日現在、国内に居住されている方には、この経過措置は適用されません。

▽対象者 次の①②のどちらにも該当する方

①19年度において、市・県民税の課税所得金額（申告分離課税を除く）が、所得税との人的控除額の差の合計額と比べ、それ以下になる

※寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加した方や、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用になり

住民税の住宅ローン控除のしくみ



控除しきれなかった分は、住民税の所得割から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税の所得割から控除できます。ただし、均等割（年額4千800円）からは控除されません。

20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。

申告期間 平成20年3月17日まで

①所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

平成19年の税源移譲により、所得税・住民税（市・県民税）が変更されました。これにより、「所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方」と「平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方」は市町村への申告により、住民税（市・県民税）が減額になります。対象となる方は、期限内に申告をお忘れのないようお願いいたします。

平成19年度から所得税・住民税が変更
①②の該当者は、申告で住民税が減額

※一定の条件を満たす場合

国税務課 43-5022

住民税の住宅ローン控除の申告方法

住宅借入金等特別控除申告書の提出	
所得税の確定申告をされない方（給与所得者で、会社で住宅ローン控除を年末調整済みの方）	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出（源泉徴収票の摘要欄の住宅借入金等特別控除可能額に記載が無い場合、住民税での控除額はありません）
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署または市役所へ提出。年末調整済みの給与分を含めて確定申告される方は、年末残高が分かるものも添付（年末残高証明書のコピー等）

e-Taxで市区町村に確定申告

e-Tax（国税電子申告・納税システム）とは、インターネットを利用して申告・納税等ができる便利なシステムのことです。

利用に必要なもの

- パソコンとインターネットが利用できる環境
- 電子証明書
- ICカードリーダーライタ

利用方法

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を開き、必要事項を入力し、申告、電子申告の特典

▽本人の電子署名および電子証明書を併せて確定申告

期限内に送信した場合、所得税額から最高5千円を控除できます（平成19年分または平成20年分のいずれか1回）。

▽平成19年分以後の所得税の電子申告から、医療費控除の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるようになりました（ただし申告期限から3年間書類保存が必要です）。

詳しくは、国税庁・e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）で確認ください。

公用車を売却

公用車2台を、制限付一般競争入札方式（提出は持参）により売却します。

- ▽売却車両 トヨタハイエースカスタム、スズキジムニ4WD
- ▽受付期間 1月15日（火）～21日（月）
- ▽物件の確認 1月15日（火）午後1時～5時南淡庁舎公用車駐車場
- ▽説明書配布 市ホームページ、総合窓口センター
- ▽管財課 ☎50・3034



◆車種=スズキジムニ4WD
◆初年登録年月=平成10年
◆車検満了日=平成21年1月29日
◆走行距離=55,940km(11月末現在)

◆車種=トヨタハイエースカスタム
◆初年登録年月=平成5年5月
◆車検満了日=平成20年6月5日
◆走行距離=131,109km(11月末現在)

淡路島を笑顔にしよう
～一人ひとりが幸福になる「信じる力」～

2008年1月26日(土)
【場所】ホテルニューアワジ 13:00～15:00 (12:00～受付開始)

【主催】順心会看護医療大学(笑顔の看護者を育てる大学)
順心会看護医療大学後援会
特定医療法人社団 順心会
関西総合リハビリテーション専門学校
淡路市、洲本市、南あわじ市

【場所】ホテルニューアワジ 兵庫県洲本市古茂江海岸 TEL:0799-23-2200
【問合せ】ご希望の方は下記まで電話にてお問い合わせ下さい。
順心会看護医療大学後援会 事務局 千656-2131 兵庫県淡路市志筑 1456-4 TEL:0799-70-9001

第1部 【特別講演】 広告
「笑顔一つで全てが変わる」
～小さな小さな奇跡が毎日起こり続ける～
エッセイスト 福田純子氏

第2部 【ビデオ上映】
「ありがとうを支えられて～60年間に赤ちゃん～」
1万人を取り上げた一隅を照らした人生～
(2007年度 黄綬褒章受賞) 菊川益子氏

第3部 【対談】
「私の夢を見つけたふさと淡路島」
～信じれば必ず叶う～ 大地真央氏